

出席停止の感染症について

1 学校保健安全法による出席停止になる感染症は以下のとおりです。

〈学校において予防すべき感染症の種類〉

第1種～エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、特定鳥インフルエンザ(その血清型は、H5N1及びH7N9とする。)

第2種～インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第3種～コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

2 医療機関で上記の感染症と診断されたら速やかに学校へ連絡し、医師から登校許可が出るまで自宅にて休養してください。

(1) 治癒後、担当医師からの「治癒証明書」または「診断書」を担任にご提出ください。

(2) 「治癒証明書」または「診断書」に病名および出席停止(治療)期間が記入されていることをご確認ください。

(3) 「治癒証明書」は、保健室にありますので必要な際にはご連絡ください。

治癒証明書

科 年 組 番 氏名

病名	
治療期間	月 日 ~ 月 日
登校許可	月 日より登校許可します

年 月 日

病院名

医師氏名 _____ (印)